

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日
が休息日
に当りそ
の日は、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 条 例
- 鳥取県砂対策審議会条例
- 利率等の表示の年利建て移行に関する条例
- 鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例
- 職員給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
- 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- 鳥取県都市計画地方審議会条例の一部を改正する条例
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県砂対策審議会条例をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十五号

鳥取県砂対策審議会条例

(設置)

第一条 県内における砂の安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を調査審議させるため、鳥取県砂対策審議会を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 県議会議員
 - 二 市町村の長を代表する者
 - 三 学識経験者
 - 四 砂採取業者
 - 五 関係団体の役員
 - 六 関係行政機関の職員
 - 七 県職員
- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者並びに関係行政機関及び県の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

利率等の表示の年利建て移行に関する条例をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

利率等の表示の年利建て移行に関する条例

(鳥取県延滞金徴収条例の一部改正)

第一条 鳥取県延滞金徴収条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「分担金等の金額(百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
百円につき一日四銭(納入通知書に指定した期日の翌日から督促状に指定した期日までの期間については、一日二銭)」を「納入通知書に指定した期日の翌日から分担金等の納付の日までの期間の日数に応じ、当該分担金等の金額(百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
に年十四・五パーセント(督促状に指定した期日までの期間については、年七・二五パーセント)」に改める。

(鳥取県国営干拓事業負担金等徴収条例の一部改正)

第二条 鳥取県国営干拓事業負担金等徴収条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「年六分」を「年六パーセント」に改める。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第三条 第一条の規定による改正後の鳥取県延滞金徴収条例第三条(鳥取県道路古用料徴収条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十八号)第七条第二項において準用する場合を含む。)に定める年当たりの割合は、じゆん 閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県延滞金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 鳥取県延滞金徴収条例に規定する延滞金で同条例第三条に規定する納入通知書に指定した期日の翌日がこの条例の施行の日前にあるものの額の計算については、なお従前の例による。

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 服

鳥取県条例第三十七号

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「五部」を「六部」に、「総務部」を「総務部」に改める。

第二条第五号中「統計、」を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 企画部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 県政の総合企画及び連絡調整に関する事項

二 統計に関する事項

三 陸運事務所に関する事項

附 則

この条例は、昭和四十五年七月十六日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三第三項中「受ける者の給料月額に」の下に「農業又は水産に係る産業教育に従事する者にあつては百分の十を、工業又は電波に係る産業教育に従事する者にあつては」を、「その者の給料月額に」の下に「農業又は水産に係る産業教育に従事する者にあつては百分の六を、工業又は電波に係る産業教育に従事する者にあつては」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年十

月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

別表の表を次のように改める。

職 名	鉄 道 賃	船 賃	車 賃 (一キロメートルにつき)	日 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)		食 卓 料 (一夜につき)
					甲 地 方	乙 地 方	
議 会 の 議 員	一等連賃、一等急行料金、特別車両料金及び座席指定料金	上級の運賃、特別船室料金及び座席指定料金	一三円	一、〇〇〇円	四、八〇〇円	四、一〇〇円	一、〇〇〇円
議 長							
副 議 長							
議 員							
知 事							
副 知 事							
出 納 長			一二円	八五〇円	四、一〇〇円	三、五〇〇円	八五〇円
教育委員会の委員							
委員 長							
委員							
選挙管理委員 長							
委員							

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石

破

二

朗

鳥取県条例第三十九号

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「千八百円」を「二千六百円」に、「二千六百円」を「三千八百円」に、「三千五百円」を「五千五百円」に改める。

選挙立会人	"	"	八円	五五〇円	二、七〇〇円	二、三〇〇円	五五〇円
審査分会立会人	"	"	"	"	"	"	"
その他の特別職の職員	"	"	九円以内	七〇〇円以内	三、四〇〇円以内	二、九〇〇円以内	七〇〇円以内

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月十七日以後に出発した旅行又は同日以後にされた招集に応じてした滞在から適用する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「休職」の下に「(公務上の傷病による休職を除く。)」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の八項を加える。

5 新条例第十五条第一項又は第三項の規定による退職手当(以下「失

業保険金に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格(以下

「支給資格」という。)を有する者で、次の各号に掲げるものに対しては、昭和五十年三月三十一日までの間、同条第一項及び第三項から第六項までに定めるもののほか、必要に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給することができる。

一 就職するに至つた者で、その就職するに至つた日の前日における失業保険金に相当する退職手当の支給残日数が当該支給資格に係る

新条例第十五条第一項第二号に規定する失業保険金の支給を受けることができる日数(失業保険法第二十条の四第一項の措置が決定された場合には、これらの日数に当該措置に基づき失業保険金に相当する退職手当を支給することができる日数を加算した日数とする。

以下「基準日数」という。)の二分の一以上であるものについては、

就職支度金

二 公共職業安定所の紹介した職業につくためその住所又は居所を變更する者については、移転費

6 前項第一号に掲げる就職支度金に相当する退職手当(以下「就職支度金に相当する退職手当」という。)の額は、次に掲げる額とする。

一 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該支給資格に係る基準日数の三分の二以上である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の五十日分に相当する額

二 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の二分の一以上三分の二未満である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の三十日分に相当する額

7 前項第一号又は第二号に規定する受給資格者であつて、就職するに至つた日の前日における支給残日数が百五十日以上であるものに係る就職支度金に相当する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、失業保険金に相当する退職手当の二十日分に相当する額を同項第一号又は第二号に掲げる額に加算した額とする。

8 前三項に規定する支給残日数とは、受給資格に係る基準日数から当該受給資格に係る退職の際に支給された新条例第三条から第五条まで又は第十四条の規定による退職手当をその際における新条例第十五条第一項第二号に規定する失業保険金の日額で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた数）に等しい日数（以下「待期日数」という。）及び当該失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数（その日数が、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該受給資格に係る待期日数の残日数（待期日数から、当該受給資格に係る退職の日の翌日から就職するに至つた日までの失業の日数を控除した日数をいう。）控除した日数をこえるときは、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該待期日数の残日数を控除した日数）をいう。

9 就職支度金に相当する退職手当は、失業保険法第二十七条の三第一項に規定する就職支度金の支給の条件に従い支給する。

10 附則第五項第二号に掲げる移転費に相当する退職手当（以下「移転

費に相当する退職手当」という。）は、失業保険法第二十七条の四第一項に規定する移転費に相当する金額を当該移転費の支給の条件に従い支給する。

11 新条例第十五条第十二項の規定は就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当について、失業保険法第二十三条の二の規定は詐欺その他不正の行為によつて就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

12 附則第五項から前項までに規定するもののほか、就職支度金に相当する退職手当及び移転費に相当する退職手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
 2 第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（附則第十一項中失業保険法第二十三条の二の規定を準用する部分を除く。）の規定は、昭和四十五年一月一日から適用する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
 をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十一号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する
 条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条ノ四第三項中「年五分五厘」を「年五・五パーセント」に改める。

第二十五条ノ六第一項に次のただし書を加える。

但シ特別措置ニ関スル政令第二条の二ノ規定ニ依リ普通恩給ノ基礎トナルベキ在職年ノ計算上公務員トシテノ在職年ニ加ヘラレ又ハ県吏員等トナル前ニ在職シタル他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定中同条ノ規定ニ相当スルモノ(地方公務員等共済組合法の長期給付等に關する施行法第三条の三第二項第四号及第七条の二第一項第四号ノ規定ヲ含ム)ニ依リ当該他ノ地方公共団体ノ退職年金ノ基礎トナルベキ在職年ノ計算上当該他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ニ規定スル職員トシテノ在職年ニ加ヘラレタル当該琉球政府ノ職員トシテノ在職年月数ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五条ノ六第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

第一項及第二項ノ規定ニ依リ琉球政府等ノ職員トシテノ在職年ヲ加ヘテ算出シタル退職年金又ハ遺族年金ヲ給セラルコトトナリタル者カ琉球政府等ノ職員トシテノ在職期間中退職年金ヲ受ケタル者又ハソノ遺族ナルトキハ当該退職年金又ハ遺族年金ノ年額ハ退職年金ニアリテハ当該退職年金ノ金額ノ十五分ノ一遺族年金ニアリテハ当該退職年金ノ金額ノ三十分ノ一ニ相当スル金額ヲ其ノ年額カラ控除シタル額トス

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

2 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十五条ノ六の改正規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 昭和四十四年九月三十日において既に退職年金又は遺族年金を受けている者で、この条例による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正後の条例」という。)第二十五条ノ六の規定により退職年金の基礎となるべき県吏員等としての在職年の計算において新たに加えられるべき期間を有することとなるものについては、昭和四十四年十月分以降、受給者の請求により、その年額を、改正後の条例の規定により算出して得た年額に改定する。

第三条 昭和四十四年九月三十日以前に給与事由の生じた退職年金又は遺族年金の同年同月分までの年額の計算の基礎となるべき県吏員等としての在職年の計算については、なお従前の例による。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に關する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石

破

二

朗

鳥取県条例第四十二号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎とな

るべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する)

第一条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(琉球政府等の職員としての在職期間中に普通恩給等を受けた職員等に関する経過措置)

第十三条 この条例の規定により、次に掲げる期間を職員としての在職期間に通算されるべき者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する場合において、当該各号に掲げる期間中に支給を受けた普通恩給他の都道府県の退職年金、市町村の退職年金又は退職年金(本項において「普通恩給等」という。)があるときは、その支給を受けた普通恩給等の額の十五分の一(遺族年金にあつては、三十分の一)に相当する額をその年額から控除する。

一 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十四条の五十五第一項第一号の二に規定する奄美群島の区域において琉球政府等の職員として在職した期間

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十一号)

附則第十三条第二項に規定する琉球諸島民政府職員としての在職期間

2 前項に規定する退職年金又は遺族年金について、恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十九号)附則第八条の規定を適用する場合には、同条中「その受けた普通恩給若しくは他の都道府県の退職年金又は退職年金の額」とあるのは、「その受けた普通恩給若しくは他の都道府県の退職年金又は退職年金の額(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員との退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号)本項において「条例第三十号」という。)附則第十三条第一項各号に掲げる期間中に受けた額を除く。」とし、条例第三十号附則第八条の規定を適用する場合には、同条中「その受けた普通恩給他の都道府県の退職年金、市町村の退職年金又は退職年金の額」とあるのは、「その受けた普通恩給、他の都道府県の退職年金、市町村の退職年金又は退職年金の額(条例第三十号附則第十三条第一項各号に掲げる期間中に受けた額を除く。）」とする。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する法律(昭和四十四年法律第九十一号)

職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「以下次条第一項において「条例第三十号」を「以下「条例第三十号」」に改める。

附則に次の一条を加える。

(傷病者に支給する退職年金の年額についての特例)

第六条 附則第四条第一項の規定は、傷病年金又はこれに相当する退職年金条例の給付を受ける権利を有する者(七十歳以上である者を除く。)に支給する退職年金(条例第三十号附則第十条第一項第三号の規定によりその年額が計算されたものに限る。)の昭和四十四年十月分以降の年額について準用する。

2 附則第四条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十一年九月三十日」とあるのは、「昭和四十四年九月三十日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年十月一日から適用する。

2 この条例による改正後の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号)附則第十三条の規定は、昭和四十四年十月一日前に給与事出の生じた退職年金又は遺族年金についても適用する。

(除算されていた琉球政府等の職員であつた期間の算入に伴う経過措置)

第二条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十九号以下「通算条例」という。)の規定により公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日から昭和三十七年十一月三十日までの間に退職した職員又はその遺族で昭和四十四年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについて、奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令の一部を改正する政令(昭和四十四年政令第二百九十号)による改正後の奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令(昭和三十年政令第二百九十八号)第二条の二及び通算条例第五条第一項の規定を適用するとしなければ当該退職年金又は遺族年金の額に異動を生ずることとなるときは、昭和四十四年十月分からこれらの規定を適用してその年額を改定する。

(未帰還公務員期間の算入に伴う経過措置)

第三条 前条の規定は、同条に規定する職員又はその遺族で昭和四十四年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについて、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十一号。以下「法律第九十一号」という。)による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号。以下「法律第一百五十五号」という。)附則第三十条第七項及び通算条例第五条第一項の規定を適用するとしなければ当該退職年金又は遺族年金の額に異動を生ずることとなるときについて準用する。

(琉球諸島民政府職員期間の算入に伴う経過措置)

第四条 附則第二条に規定する職員でその者の公務員としての在職期間の計算につき法律第九十一号による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号)。

以下「改正後の特別措置に関する法律」という。)第十条の二及び通算条例第五条第一項の規定を適用するとしたならばその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族は、昭和四十四年十月一日から退職年金を受ける権利又は遺族年金を受ける権利若しくは資格を取得する。

2 前項の規定は、法律第五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 前二項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者の退職年金又は遺族年金の支給は、昭和四十四年十月から始めるものとする。ただし、職員を退職した時(退職したものともみなされた時を含む。)に当該退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例以外の法令により当該退職年金を受ける権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該退職年金又は遺族年金の支給は、行なわないものとする。

4 前三項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金の額(その者が二以上のこれらのものを受けたときはその合算額とし、すでに

百五十二号)による廃止前の町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)第二条の町村職員恩給組合から受けたものについては、当該町村職員恩給組合の権利義務を承継した地方公務員等共済組合法第三条第一項第六号の規定に基づく市町村職員共済組合)に返還された額があるときはその額を控除した額とする。)の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の三十分の一に相当する額を、それぞれの年額から控除した額とする。

5 第一項に規定する職員であつた者又はその遺族で昭和四十四年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについて、改正後の特別措置に関する法律第十条の二及び通算条例第五条第一項の規定を適用するとしたならば当該退職年金又は遺族年金の額に異動を生ずることとなるときは、同年十月分から、これらの規定を適用してその年額を改定する。

(改定年額の一部停止)

第五条 附則第二条、第三条又は前条第五項の規定により年額を改定された退職年金(増加恩給又は傷病年金に相当する給付と併給される退職年金を除く。以下同じ。)又は遺族年金(妻又は子に給する遺族年金を除く。以下同じ。)を受ける者の昭和四十四年十二月分までの退職年金又は遺族年金については、その者の年齢(遺族年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が遺族年金を受けているときは、そのうちの年長者の年齢。以下同じ。)が同年九月三十日において六十五歳以上である場合を除き、改定後の年額と改定前の年額との差額の三分の一を停止する。ただし、その者の年齢が、同年十月一日から同月三十一日までの間に六十五歳に達した場合においては同年十一月分及び十二月分、同年十一月

一日から同月三十日までの間に六十五歳に達した場合においては同年十二月分については、この限りでない。

2 前条第三項の規定により昭和四十四年十月から新たに給されることとなる退職年金又は遺族年金を受ける者の同年十二月分までの退職年金又は遺族年金については、その者の年齢が同年九月三十日において六十五歳以上である場合を除き、当該新たに給されることとなる退職年金又は遺族年金の年額と当該退職年金又は遺族年金が同年八月三十一日に給与事由が生じていたものとした場合の同年九月におけるその年額との差額の三分の一を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一百十條第一号中「〇・六五五リットル」を「〇・五七三リットル又は〇・六五五リットル」に改める。

第一号様式その三を第一号様式その四とし、第一号様式その二中

(款) 県 税	(項) 普通税	(目)	期
を			
(款) 県 税	(項)	(目)	期

に改め、同様式の備考の2中「陸上自衛隊」

を削り、同様式を第一号様式その三とし、第一号様式その一の次に次の一様式を加える。

領 収 証 書 ㊦

整理番号						
県税	口座 番号	松江公	番	加入者	県税事務所	
(納付者)						
殿						
年度	(款) 県 税	(項) 事 業 税	(目) 個 人	期		
納税貯蓄組合番号		口座振替区分				
税 額	十	万	千	百	十 円	
延滞金						
計						
納期限	年 月 日					
上記のとおり領収しました。						
指定金融 機関等又 は郵便局 の領収日 付印						

領 収 済 通 知 書 ㊦

整理番号						
県税	口座 番号	松江公	番	加入者	県税事務所	
(納付者)						
殿						
年度	(款) 県 税	(項) 事 業 税	(目) 個 人	期		
納税貯蓄組合番号		口座振替区分				
税 額	十	万	千	百	十 円	
延滞金						
計						
納期限	年 月 日					
上記のとおり領収しましたので通知します。						
取りまと め指定金 融機関名 又は取り まとめ郵 便局名						
指定金融 機関等又 は郵便局 の領収日 付印						

納 付 書 ㊦

整理番号						
県税	口座 番号	松江公	番	加入者	県税事務所	
(納付者)						
殿						
年度	(款) 県 税	(項) 事 業 税	(目) 個 人	期		
納税貯蓄組合番号		口座振替区分				
税 額	十	万	千	百	十 円	
延滞金						
計						
納期限	年 月 日					
払い込むべき場所						
銀行 店又は近くの 銀行						
店若しくは郵便局						
日	計				受付 (領収) 日付印	
口	千	百	十	万 千 百 十 円		

(表 面)

事業税(個人)納税通知書

整理番号				
県 税	口 番	座 号	松江公 番	加入者
県税事務所				
(納付者)				
殿				
年 度	課税客体	課税標準額	税 率	税 額
納税貯蓄 組合番号		口座振替区分		
期 別	納 期 限	税 額		
第 1 期	年 月 日	十	万	千 百 十 円
第 2 期	年 月 日			
随 時	年 月 日			
納付場所	銀行 店又は近くの 銀行			
	店若しくは郵便局			
上記のとおり納めてください。				
1 この県税は、地方税法第72条及び鳥取県税条例第46条の規定により賦課されたものです。				
2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。				
	年	月	日	
	鳥取県知事 氏			名 印

第三号様式その一の表面を次のように改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県都市計画地方審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県条例第四十四号

鳥取県知事 石

破

二

朗

鳥取県都市計画地方審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県都市計画地方審議会条例(昭和四十四年六月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3 第三条第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十五号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項各号列記以外の部分中「三十三円」を「五十六円」に改め、「二十円」の下に「。ただし、協力援助者に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあり、又はあつた者を含む。以下本条において同じ。)がない場合は、四十円」を加え、同項第一号中「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあり、又はあ

つた者を含む。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定による遺族給付年金のうち適用日の前日までの間に係る分については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による遺族給付年金(適用日の前日までに給付すべき事由の生じたものに限る。)のうち適用日以後の期間について支給すべきものに係る給付基礎額については、新条例第三条第二項及び第三項の規定の例によるものとする。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十六号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務部、」の下に「企画部、」を加える。

附則

この条例は、昭和四十五年七月十六日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価】一部一箇月三百円(送料を含む。)